

平成二十一年三月十三日提出
質問第二一〇号

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

提出者 鈴木宗男

東京地方検察庁特別捜査部に関する質問主意書

一 東京地方検察庁特別捜査部（以下、「東京地検特捜部」という。）は、特捜部長を頂点として「特殊直告一班」、「特殊直告二班」、「財政経済班」の三つの班から構成されていると承知するが、確認を求めらる。

二 「特殊直告一班」、「特殊直告二班」、「財政経済班」にはそれぞれ副部長が置かれていると承知するが、確認を求める。

三 「特殊直告一班」、「特殊直告二班」、「財政経済班」はそれぞれどのような事案を取り扱うこととなっているのか説明されたい。

四 一般に、新聞やテレビ等の記者はじめ各報道機関（以下、「マスコミ」という。）が「東京地検特捜部」に対して取材を行う際、どのような手続きを踏むことが求められるのか説明されたい。

五 光文社発行の週刊FLASH三月二十四日号の十八頁から十九頁にかけて、

「Q5. 記者はどうやって取材しているの？」

A5. 部長と三名の副部長は、朝と夜に『●時ごろ、××のあたりで』と事前に決めて、取材に応じ

ている。それと庁舎内での一回を含め一日に三回、担当記者は話を聞くことができる。」

との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。「マスコミ」が「東京地検特捜部」に対して朝と夜に取材を行う際、特捜部長、各班の副部長との間で、事前に時間と場所を決めるといふのは事実か。

六 五と同じFLASHの十九頁に、

「現場の検事や検察事務官への取材は原則禁止。接触しているのが見つければ特捜部への〴〵出入り禁止に。」

との記述があるが、右記述は事実を反映しているか。「東京地検特捜部」として、「マスコミ」が現場の検察官及び検察事務官に対して取材することを禁止し、それを破った者は「東京地検特捜部」への出入りを禁ずるといふ事実はあるか。

右質問する。